

令和6年12月20日
白河市教育委員会
12月定例会会議録

令和6年12月白河市教育委員会定例会会議録

日 時 令和6年12月20日（金）
開 会 午後3時
閉 会 午後3時51分

場 所 白河市役所 地下第1会議室

報告事項

- (1) 教育長報告
- (2) 各課所報告

議 事

議案第45号 白河市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則

議案第46号 図書館の休館について

議案第47号 白河市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程

○ 出席委員

教育長	芳賀 祐司	1 番委員	高橋 顕	2 番委員	北條 睦子
3 番委員	沼田 鮎美	4 番委員	瀧澤 学		

○ 欠席委員 なし

○ 出席説明員

教 育 部 長	佐藤 伸	教 育 総 務 課 長	鈴木 亮
学 校 教 育 課 長	仁科 英俊	生涯学習スポーツ課長	吉田 貴子
中 央 公 民 館 長	松本 美紀	図 書 館 長	中沢 孝之
健康給食推進室長	和知 秀年	学 校 教 育 課 主 幹	上野 康生
こども育成課長	鈴木 裕美		

○ 書記

教育総務課総務係長	鈴木 一寿	教育総務課主査	大塩 健一
-----------	-------	---------	-------

○ 傍聴人 なし

【午後 3 時 開会】

日程第 1 開 会

○教育長

これより令和 6 年白河市教育委員会 1 2 月定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第 2 会期の決定

○教育長

次に日程第 2 会期の決定ですが、白河市教育委員会会議規則第 4 条の規定により、本日 1 日間といたします。

日程第 3 書記の指名

○教育長

次に日程第 3 書記の指名を行います。書記には教育長において、鈴木教育総務課総務係長、大塩教育総務課主査を指名します。

日程第 4 教育長報告

○教育長

次に日程第 4 教育長報告に入ります。それでは、私から 2 点報告いたします。

まず 1 点目ですが、1 2 月 2 2 日で任期満了となります高橋顕教育長職務代理者ですが、1 2 月議会において議会の同意を得て、引き続き教育委員を務めていただくことになりましたので、ご報告いたします。なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 3 条第 2 項の規定に基づき、令和 6 年 1 2 月 2 3 日からの教育長職務代理者について高橋委員を指名しますので、よろしくお願いします。後ほどご挨拶をいただきます。

2 点目ですが、来年 1 月 1 2 日（日）に行われます「二十歳の集い」について委員の皆様にはご案内をしたところでございますが、今回の対象者は 2 0 1 1 年の 3 月、小学校入学を目前に東日本大震災が起き、幼稚園や保育園の卒園式が通常通り行われなかったり、原発事故により外で遊ぶことができなくなったりしました。また、中学 3 年の 3 月にはコロナウイルスにより臨時休業を余儀なくされ、その後も様々な学校行事が制限されました。このような困難な状況に出会いながらもたくましく成長してきた子どもたちです。当日はよろしくお願いいたします。学校は 2 4 日に終業式が行われ 1 月 7 日までの 1 4 日間の冬休みに入ります。子どもたちにはインフルエンザに注意し、家族との団らん等有意義な休みとなってほしいと思います。以上です。

日程第5 議事

○教育長

次に日程第5議事に入りますが、追加議案として議案第47号「白河市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程」を提案し、議案といたします。

それでは、議案第45号「白河市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則」を議題とします。内容の説明を求めます。

○学校教育課長

議案書1ページをご覧ください。前回の定例会でご説明をさせていただいたとおり、小中学校の夏季休業日について、「7月21日から8月19日まで」を、「7月21日から8月24日まで」にするため、白河市立小学校及び中学校管理規則を改正するものです。

○教育長

これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、質疑をお受けいたします。

(質疑なし)

○教育長

これにて質疑を終了いたします。これより採決いたします。議案第45号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○教育長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第46号「図書館の休館について」を議題とします。内容の説明を求めます。

○市立図書館長

議案書3ページをお開きください。年に1回行っている蔵書点検を実施するため、白河市立図書館規則第6条第1項の規定により、次のとおり特別整理期間とし、図書館を休館とするものです。対象施設及び休館日は記載のとおりで、できるだけ4館の休館日が重ならないようにしています。

○教育長

これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、質疑をお受けいたします。

(質疑なし)

○教育長

これにて質疑を終了いたします。これより採決いたします。議案第４６号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○教育長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第４７号「白河市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程」を議題とします。内容の説明を求めます。

○教育総務課長

本日配付した議案書１ページをご覧ください。本議案は、定例会資料を事前配布した後に、来年１月１日から施行する規程の改正につきまして、市長部局より情報提供がありましたので、本日追加で提出するものです。

２ページをご覧ください。「１．改正の理由」ですが、本規程は、市長の権限に属する事務の決裁に関して必要な事項を定める「白河市事務決裁規程」について、事務の効率化や決裁権者の負担軽減を図るため、別表第１で規定する共通専決事項の決裁権者の区分が一部改正されることから、教育長の権限に属する事務の決裁に関して必要な事項を定める「白河市教育委員会事務決裁規程」の別表第１についても、同様に改正を行うものであります。なお、「専決」とは、教育長の権限に属する事務を常時教育長に代わって決裁することであり、「共通専決事項」とは、所属を問わず共通的に専決が必要となる事項のことです。

「２．改正の内容」ですが、本規程では、記載のとおり①～③について見直しを行うものです。①につきましては、市長部局に準じ、専決事項の決裁権者をこれまでより下位の職へ見直すものです。対象となる専決事項は、病気休暇や、忌引き、結婚、子育て休暇などの特別休暇及び職員の研修や健康診断などの際に届け出る職務に専念する義務の免除の承認、並びに年次有給休暇の全日数を消化した者が勤務しない場合に届け出る欠勤届の受理に関することです。②につきましては、これまで別表第１に規定せず、関連する他の専決事項から類推して専決を行っていた病気休暇に伴う職場復帰の承認と、要介護者の介護を行う場合に請求できる介護時間の承認について、別表第１に新たに明記するものです。併せて、病気休暇に伴う職場復帰の承認については、①と同様に決裁権者を下位の職へ見直します。③につきましては、専決事項である「職員の内国旅行命令に関すること」について、現在、教育長の決裁が必要な「外国旅行命令」も同様に専決できるよう、「内国」の字句を削るものです。改正の内容は以上３点ですが、決裁権者の区分の見直しに関しては、「改正前」、「改正後」の区分表がわかりやすいので、改正前の表をご覧ください。左から２列目に申請者の職があります。この中で、下段にある「課員」を例にしますと、改正前は、「介・病・義」の休暇等の承認は、すべて教育部長決裁となっています。「介・病・義」の説明は、※印のとおりです。次

に改正後の表をご覧くださいますと、申請者の職が「課員」の場合、「介」の承認は教育部長決裁で変わりませんが、「病・義」の承認は、教育部長より下位の職である課長決裁に見直されています。なお、申請者の職が「教育部長、課長、出先機関及び教育機関の長」については、今回、区分の見直しはありません。

「３．施行期日」ですが、本規程は令和７年１月１日から施行いたします。これは職員の休暇手続きや出勤簿の管理を年度ではなく、１月から１２月の暦年で行っているためです。

「４．新旧対照表」ですが、別表第１で定める「共通専決事項」の新旧対照表は３ページのとおりです。

○教育長

これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、質疑をお受けいたします。

（ 質疑なし ）

○教育長

これにて質疑を終了いたします。これより採決いたします。議案第４７号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（ 異議なしの声 ）

○教育長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

それでは議事が終わりましたので、高橋委員からご挨拶をいただければと思います。

（ 高橋委員 挨拶 ）

日程第６ 各課所報告

○教育長

次に日程第６「各課所報告」に入ります。

それでは、行事報告、行事予定について、教育総務課から順次報告をお願いします。

（ 教育総務課長から順次報告 ）

○教育長

次に「令和７年度白河市立小田川幼稚園の休園継続について」の報告をお願いします。

(こども育成課長 報告)

○教育長

次に「令和6年度白河市立小・中学校卒業証書授与式の対応について」の報告をお願いします。

(学校教育課長 報告)

○教育長

その他各課所からございますか。

(その他なし)

○教育長

それでは、これより一般質問に入ります。各課所報告及び本市の教育行政一般に関し、ご質問をお受けいたします。

○高橋委員

給食センターのテーブルマナーについてお聞きしたいと思います。実施する学校と実施しない学校があると思いますが、実施については学校からの主体的な希望ということになるのでしょうか。

○健康給食推進室長

基本的には学校からの希望ですが、生徒数があまりに多い学校ですと準備ができないので、概ね100名前後までの学年の学校で今のところ対応しているところです。

○高橋委員

わかりました。ありがとうございます。

○北條委員

移動図書館「ゆるりぶ」の運行についてご質問いたします。行事報告に実施場所が記載されていますが、この場所の選定理由を教えてください。それと、東、表郷、大信の方で運行する予定はございますか。

○市立図書館長

行事報告の8ページに「ゆるりぶ」の運行状況を記載していますが、市立図書館を含めた図書館4館になかなか足を運べない人を対象にしており、高齢者サロンを中心に年度初めに

声を掛けさせていただいて、要請があったところに伺うという形で行っています。それと旧3村地域ですが、大信では、中新城、堂山の2か所でやらせていただいています。表郷と東にも声は掛けていますが、なかなか受入れる側の方が難しいというか、そこについては、これから私たちもPRしていかなければいけないかなというところで今やっております。

○北條委員

何でこの質問をさせていただいたかっていうと、敬老会のお手伝いをさせていただいた時に、ほとんどいらっしゃらなかったんですね。会場の文化センターの隣に図書館がございますよね。バスはありましたが、なかなかそこまでの足がなくて来れないのかなと思いました。あと東ではサロンの活動がすごく盛んで、すごく元気な、知的好奇心の高い先輩がいっぱいいらっしゃるので、そういうところにもアピールしていただいたらいいかなと思いました。あと、世話やく会もすごく活発なので、そちらの方にもアピールしていただくと良いかなと思っております。よろしくお願いいたします。

○市立図書館長

ありがとうございます。担当の方ともよくお話をして、どういう状況かっていうことを確認したいと思います。一部の方から、「高齢者だから本が読めないんだよ」っていうようなお声も実はいただいているんですね。ただ、実際行ってみると、「こんな本もあるんだ」、「孫と一緒に読みたい」、「これは何かに使える」なんていうような声もたくさんいただいているので、お試しで行ってみて、そして今後どうするかは確認できますので、東の方も積極的に声を掛けさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○瀧澤委員

同じく図書館についてお伺いしたいと思います。市立図書館で行っている図書館見学ですが、これは小学校2年生が対象ということでよろしいですか。

○市立図書館長

授業の一環として、学校の方から要請がありまして、2年生が来るような形になります。規模の大きな図書館を見るということで、どんな人が働いているのかなとか、どのくらいの本があるのかなとか、あるいは市立図書館に行ったことのない子も中にはいるようなので、学校でバスを支度してもらって見学に来てくれているようです。

○瀧澤委員

先日孫の幼稚園でお遊戯会がありまして、先生から「これは図書の何々っていうのを題材に演技をしています」といった説明がありました。子どもたちにとって、その演技もそうなんですけど、図書を通じていろいろな学びがあるんだろうなと思ったのと、低学年からやっぱり本に親しむことは、最初は絵本でも何でもいいんですが、そういったものって大事ななん

だろうなと思いました。図書館見学をしてらっしゃるということで、ぜひ小さいうちに本に親しむとか、触れるとか、そういったものをたくさんやっていただけるとありがたいなと思いました。すごく立派な図書館だと思います。なかなかどこにでもある図書館ではないので、ぜひ有効的に使ってもらえるように、小さな子ども達が行けるような、行事、活動、見学、そういったものをしていただければなと思います。ありがとうございます。

○市立図書館長

ありがとうございます。できるだけ敷居は低く、それから子どもたちの自慢になるような施設を目指していきますので引き続きよろしくお願いします。

○沼田委員

私だけそう感じてしまうのかもしれないんですけども、卒業式の式歌なんですが、「仰げば尊し」と「蛍の光」のどちらも歌う学校もあれば、「仰げば尊し」だけの学校もあると思うんですけども、時代にそぐわないというか、昔は「仰げば尊し」と「蛍の光」を歌って泣けたんですけど、今は時代錯誤みたいな感じで涙も出てこないというか、子どもたちの思い出と全然合致しない部分がありまして、違和感を感じているところがあるんですね。そういう気持ちがあるので、何か見直してもいいのかなって私個人としては思っています。

○学校教育課長

儀式的行事ということもあって、「仰げば尊し」と「蛍の光」を原則としてはいますけれども、そういうご意見もあるということで、今後検討はしていきたいと思います。ご意見ありがとうございます。

○教育長

これにて一般質問を終了いたします。

日程第7 その他

○教育長

次に日程第7その他に入ります。各課所の取組や課題などについて、ご意見、ご質問等がありましたら、この場で取り上げたいと思いますが、何かございますか。

○高橋委員

未来フォーラムの意義について自分が感じていることをお伝えしておきたいと思います。自分が教育委員会事務局に勤めていた時にフォーラムが始まったんですけど、その時は市長さんと話をすることが主たる目的で、市長さんと話すから学校は受け入れたという経緯があったと私は思っています。学校の方からの反対意見も強かったなかで、市長さんが自

ら行って子どもたちと対面してお話するという事で、市政参加って意味では大きな意義があるということで納得したところがあるんですが、今回市長さんが行かれたのは1日だけで、あとは教育長さんと部長さんにご苦労いただいた形を見て、もし今後もそういうふうが続いていくのであれば、学校としては、うちの学校は市長さんと話すことができないのかななんていうふうに意義を少し弱めてしまうと思います。市長さんはどういうふうに考えているのかなって思ってしまうことと、やっぱりニュアンスが違くなってしまっているんじゃないかと思っ
て、そこら辺のところを検討してもいいんじゃないかなというふうに思いました。時期がバラバラになっても、市長さんで全部やっていただきたいというのが私の願いです。

○学校教育課長

高橋委員がおっしゃったように、やっぱり市長と話すっていうことに意義があるんだと思います。そして、歴史文化再発見事業の1年生から積み上げていったものの最終段階っていう意味合いもあります。今年こういう形になったのは、いろんな今までのこととか、あと市長の日程的なものもあるんですけど、やはり市長自身も自分自身が話すことに意義があるっていうふうにおっしゃっているので、各学校を回ることが大変であれば、内容的にもそれをベースに方法を考えていくことも検討しているので、来年度どういう形になるかは決まっていますが、秘書広報課と情報交換しながら、より良い方向で進めていきたいと思っています。どのような方法がいいのかっていうことも含めて、あり方を検討していきたいと思っています。

○高橋委員

ぜひ市長さんにやっていただきたいと私は願っています。

それともう1点ですが、二中の学校運営協議会に参加しているんですけど、その中で、今年教育委員会が導入したメールシステムが非常にいいというふうに保護者からの声があったようです。これまでだと子どもの欠席や遅刻のことを、朝学校に教頭先生がいるときに電話する必要がありましたが、その電話も通じないことが多く、何度も何度も忙しい中、電話する苦勞をしていたのが、都合のいいときにメールで連絡することができて、非常に楽になったこと、それと、こういう状況ですっていうようなコメントも送れるようになっていることもすごくよかったということで、各学年代表の保護者の方がいらっしゃっていたのですが、3人とも大きくうなずいて拍手をしていました。

○教育長

それでは、全ての日程が終了しましたので、以上で白河市教育委員会12月定例会を閉会いたします。

【午後3時51分 閉会】